

自立支援法成立

10月31日、障害者自立支援法が可決され、成立しました。しかしこの法律は、これから政省令が定められてようやく具体化するものであり、詳細は未定と言えます。この『相談室だより』でも、わかりやすく解説することがなかなか難しいですが、皆さんと一緒に少しずつ理解を深めたいと思います。

今回は、最も気になるだろう利用者負担の、最大負担がどのくらいになるのかを確認してみます。

まず、負担しなければならない費用は、大きく分けて下記のとおりです。

I. サービス費用 : 1割を負担します

II. 食費・光熱水費 : 全額を負担します

しかし、全員がこのとおりというわけではなく、収入や状況に応じて負担のあり方が違ってきます。I. のサービス費用については、世帯の所得に応じて上限額が次のとおり定められます。もし、利用したサービスの費用の1割がこの上限額を超える場合は、超えた分については負担しなくてよいわけです。

- ① 生活保護 : 0円
- ② 低所得1 : 15000円
- ③ 低所得2 : 24600円
- ④ 一般 : 40200円

これらの区別の仕方は下記のとおりです。

- ・低所得1 : 市町村民税非課税世帯で、かつ障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下(障害基礎年金2級相当)
- ・低所得2 : 市町村民税非課税世帯で、低所得1に該当しない
- ・一般 : 市町村民税課税世帯

また、同じ世帯で他に障害福祉サービスや介護保険サービスを受けている方がいれば、それらも合わせて①~④の上限額までの負担となります。さらに、使うサービスによって負担の上限額が減額されます(収入や預貯金に一定の条件あり)。

II. の食費・光熱水費についても、収入や預貯金の状況によっては減額があります。

負担には上限があって、それ以上は負担しなくてすみますし、状況によっては減額措置もあります。しかし、こうした措置がなされても、たとえば通所施設に自宅から通う場合、低所得1の方で月12600円の負担が必要とされています。これまでの支援費制度では負担が0円だったことを思うと、かなりの負担増大と言えるでしょう。



まったく同じ状況や言葉に対して、そのときの気持ちに余裕があるかないかでポジティブになったりネガティブになったり…。リフレッシュは大切ですね。みなさんはどのようにしてリフレッシュしますか? (見学)